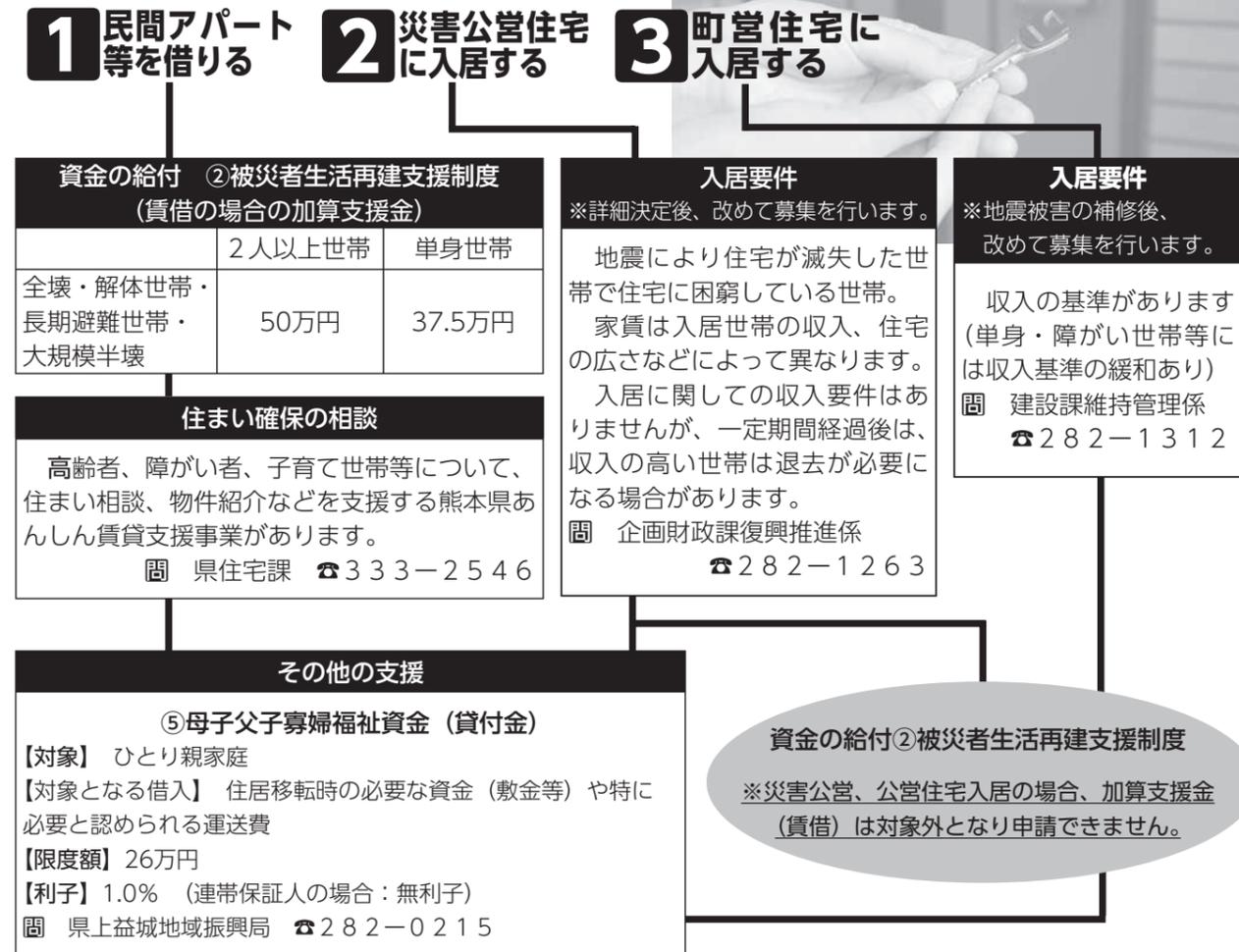


# 賃貸住宅等を借りる場合



## Information ④ 高齢の方が利用できる貸付制度

**1) 親子リレー返済**

申込本人の子、孫等(直系卑属)又はその配偶者で、定期的収入のある方を後継者(連帯債務者)にすることで、後継者の申込時の年齢により、最長35年の返済期間で借入が可能場合があります。※年齢による最長返済期間:(80歳-「後継者」の申込時の年齢(1歳未満は切上げ))

**(2) 親孝行ローン**

被災した家屋に居住していた親(満60歳以上の父母・祖父母等)が居住するため、子が住宅を建設する費用に対する融資制度です。子(申込本人)は、債務者となりますが、融資住宅に居住する必要はありません。

**(3) 高齢者向け返済特例**

◆毎月の返済は利息のみ、通常の災害復興住宅融資と比べて月々の負担を低く抑えられます。

◆借入金の元金は、申込人(連帯債務者を含む)全員が亡くなられたときに、相続人の方から、融資住宅及び敷地の売却等により、一括してご返済いただくものです。

◆通常の災害復興住宅融資と比べて金利水準が高く、担保評価による融資額の上限があるなど、この制度特有の取り扱いがあります。

**(4) 収入合算の利用**

申込人と連帯債務者の年収を合算して、総返済負担率を計算する制度です。同居しない連帯債務者の年収を合算できる場合があります。また、複数名の収入合算もできます。

年金収入のみでは総返済負担率の関係で工事費全額の融資を受けることが困難な場合でも、収入合算により、全額融資が可能となる場合があります。

☎ 住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎ 0120-086-353

# 住宅を補修する場合—被災した住宅を修理・改修する

**資金の給付 ②被災者生活再建支援制度 (補修の場合の加算支援金)**

	2人以上世帯	単身世帯
全壊・大規模半壊	100万円	75万円

☎ 福祉課社会福祉係 ☎ 282-1342

**資金を借りる ③災害復興住宅融資 (り災証明書発行の方対象)**

	補修資金	整地資金	引方移転資金
融資限度額	730万円	440万円	440万円
金利 (H29.7.21現在)	年0.63%		
返済期間 (80歳まで)	20年以内		

整地資金と引方移転資金の両方を利用する場合は合計で440万円が限度  
※引方移転(建物をそのまま移動させること: 曳家)

☎ 住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎ 0120-086-353

**その他の支援**

④被災地復旧支援事業 ⑤母子父子寡婦福祉資金  
⑥住宅再建支援(二重ローン対策)事業 ■高齢者が利用できる制度: 9☎参照

**耐震診断士派遣事業:** 戸建木造住宅の所有者等が簡易な耐震診断を実施する際も、県が耐震診断士を派遣(本人負担: 図面がある場合5,500円 図面がない場合19,000円)

☎ 一財) 熊本県建築住宅センター ☎ 385-0771

⑦生活福祉資金(特例貸付) ※低所得・高齢者・障がい者世帯等が対象

貸付限度額	住宅の補修・保全等のための資金: 250万円以内 災害を受けたことにより臨時に必要な経費(生活費は除く) 150万円以内
貸付条件	返済の据置期間: 貸付の日から2年以内(特例貸付): 通常6ヵ月 返済期間: 据置期間終了後20年以内(特例貸付): 通常7年 貸付金利: 無利子(連帯保証人ありの場合)または1.5%(連帯保証人なしの場合)

☎ 御船町社会福祉協議会 ☎ 282-0785



## Information ③ 住宅の耐震性 & 専門家による無料相談

地震に対する建物の安全確保のための基準がありますので参考にしてください。

耐震等級1	耐震等級2	耐震等級3
建築基準法に適合した建物 数百年に一度発生する地震に対して倒壊・崩壊しない(建物被害は発生しても人が亡くならないようなつくり)	等級1で想定する地震の1.25倍に耐えられる	等級1で想定する地震の1.5倍に耐えられる

建築基準法(建物を建てる際の基準)は1981年(昭和56年6月)に新耐震基準になり、2000年(平成12年6月)木造住宅について追加の改正がなされています。最新の建築基準で建てられた家屋は、それ以前の家屋に比べ被害が少なくなっています。

**■住宅再建等の専門家による無料相談**

【予約電話】 ☎ 385-0771 月~金9時~17時

耐震および被災住宅改修等相談	一級建築士	毎月第1及び第3水曜日	午後1時から4時まで
住宅等の耐震、建築及び法律相談	弁護士・一級建築士	毎月第2及び第4月曜日(耐震相談は第4月曜のみ)	【会場】 熊本県建築住宅センター (熊本市中央区水前寺6丁目32-1)
マンション改修等の管理関係相談	マンション管理士	毎月第3月曜日	